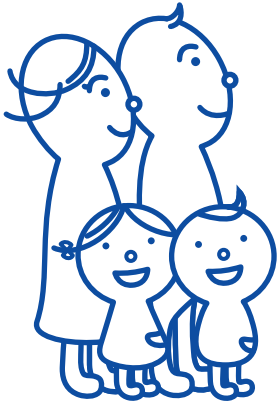
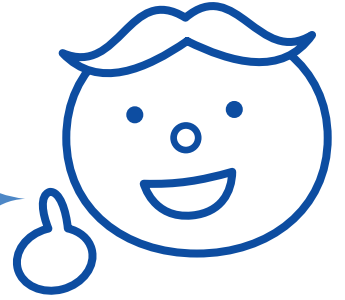


ご存知ですか？ 確定申告で 治療費が還ってきます！



例えば、夫婦・子供2人、給与収入800万円 [所得金額600万円] の家庭で、1年間の医療費の総額が**50万円**あった場合、医療費控除により**8万円**も還ってきます。さらに住民税も所得税に準じて翌年度より安くなります。



領収書は再発行できません。大切に保管してください。

医療費控除に該当する範囲

生計を一緒にしている6親等内の血族と3親等内の姻族です。夫婦と子供、同居のお年寄りなど、家族のどなたかが医師にかかり、1年間に支払った医療費の総額が、10万円以上になったら医療費控除の対象になります。

医療費控除の対象になるもの

- 歯の治療費
- 診察、入院費
- 通院、入院のための交通費
- 治療のための薬代
- 入院中の食事代、部屋代
- 付添人への報酬
- 治療のためのマッサージ、鍼、灸

手続きは簡単

毎年、2月16日から3月15日までの確定申告の期間に、あなたの所在地の所轄税務署で下記のものをご持参の上、手続きをしてください。手続きは全て税務署でしてもらえます。これであなたの支払った税金(治療費が)還ってきます。

～税務署に持参するもの～

- 1.源泉徴収票(給与所得者以外の方は確定申告時に申告してください。)
- 2.印鑑
- 3.治療費の領収書

医療費控除の計算

[1年間の医療費総額] - [保険・給付補填総額] = [正味の医療費]
 [正味の医療費] - 10万円 = **医療費控除額**(最高200万円)
 (所得が200万円以下の場合、所得の5%の額となります。)

- 1.減税所得税は確定申告により還付されます。
- 2.市県民税については、半年遅れて6月から5月までに支払われる給与から天引きせれる市県民税で調整させます。
- 3.減税額は、給与所得金額から医療費控除等の控除額を控除した金額で計算しています。
- 4.自営業者については、給与所得金額を申告所得金額に置き換えてください。

医療費控除額のおおよその目安

収入	支払医療費	医療費控除額	減税所得税	減税市県民税	減税合計
給与収入 500万円	15万円	5万円	2,500	7,500	10,000
	30万円	20万円	10,000	27,000	37,000
所得金額 346万円	50万円	40万円	20,000	47,000	67,000
	100万円	90万円	45,000	97,000	142,000
給与収入 800万円	15万円	5万円	10,000	5,000	15,000
	30万円	20万円	40,000	20,000	60,000
所得金額 600万円	50万円	40万円	80,000	40,000	120,000
	100万円	90万円	180,000	90,000	270,000
	150万円	140万円	258,000	140,000	398,000
	15万円	5万円	10,000	5,000	15,000
給与収入 1000万円	30万円	20万円	40,000	20,000	60,000
	50万円	40万円	80,000	40,000	120,000
所得金額 780万円	100万円	90万円	180,000	90,000	270,000
	150万円	140万円	280,000	140,000	420,000
給与収入 1500万円	15万円	5万円	16,500	5,000	21,500
	30万円	20万円	66,000	20,000	86,000
所得金額 1255万円	50万円	40万円	132,000	40,000	172,000
	100万円	90万円	297,000	90,000	387,000
	150万円	140万円	462,000	140,000	602,000
	15万円	5万円	16,500	5,000	21,500
給与収入 2000万円	30万円	20万円	66,000	20,000	86,000
	50万円	40万円	132,000	40,000	172,000
所得金額 1730万円	100万円	90万円	297,000	90,000	387,000
	150万円	140万円	462,000	140,000	602,000

※所得金額・給与所得控除後の金額